

令和 8 年 9 月 定例会
総務委員会審査報告書（概要）

総務委員会に付託されました諸案件について、去る 10 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 71 号 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

施設使用料はどのように算定しているのか、との質疑があり、人件費及び施設維持管理費から原価を算出し、施設貸出面積等に応じて設定しています、との答弁がありました。

還付の対象となる、施設利用の中止の期日を前日から 3 日前に改正した理由は何か、との質疑があり、他市町と比較しても利用中止とできる基準が低く、確実に利用できる見込みの低いまま予約を行い、結果、キャンセルのため機会損失に至ることを防ぐためです、との答弁がありました。

キャンセルに関する規定は他の施設においても同様の方針で改正するのか、との質疑があり、そのとおりです、との答弁がありました。

病気等、キャンセルの理由によって対応が異なることはあるのか、との質疑があり、理由に関わらず一律に対応します、との答弁がありました。

市外区分の施設使用料を適用する基準は何か、との質疑があり、個人は住所にて、団体はその所在が市外である場合に市外料金を適用します、との答弁がありました。

施設を利用する団体の市内、市外の別はどのように判断するのか、との質疑があり、登記等の根拠資料での確認が難しい所在のない任意団体は、代表者の住所により判断する予定です、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 72 号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 73 号 江南市手数料条例の一部改正について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 89 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算(第 4 号)について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、企画部市民サービス課について審査しました。

布袋ふれあい会館維持事業の修繕料について、補正後の予算額が倍増している理由は何か、との質疑があり、補正前の予算額 120 万 7,000 円に対し、空調設備の修繕として 97 万 200 円、可動式パーティションの修繕として 22 万 5,500 円を計上したため、補正後の予算額がおよそ倍額となったものです、との答弁がありました。

故障の原因は老朽化によるものなのか、との質疑があり、そのとおりです、との答弁がありました。

次に、総務部財政課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、総務課について審査しました。

庁舎等維持運営事業の修繕は、庁舎内のどこを修繕するものか、との質疑があり、本庁舎北側にある受水槽内の揚水ポンプの配管修繕です、との答弁がありました。

先日の大雨による被害はなかったのか、との質疑があり、外からの流入はないので、被害はありませんでした、との答弁がありました。

防災センターの屋上防水の修繕ではないのか、との質疑があり、受水槽内の修繕で、屋上防水の修繕ではありません、との答弁がありました。

次に、税務課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、危機管理室防災安全課について審査しました。

防犯対策費補助金について、どのように補助制度の周知を行うのか、との質疑があり、広報こうなんや市ホームページへの掲載、あんしん・安全ねっとメールや市公式 L I N E への配信及びチラシの配布等により周知します、との答弁がありました。

補助制度の周知はいつ行うのか、との質疑があり、補正予算案議決後、速やかに周知します、との答弁がありました。

補助金の対象を 200 件とした理由は何か、との質疑があり、近隣市町の同様の補助制度における令和 8 年度当初予算額を参考に 1 世帯あたりの単価を算出し、本市に当てはめ 200 件としています、との答弁がありました。

個人が設置する防犯カメラの撮影について制約はあるのか、との質疑があり、個人が設置する防犯カメラについても、プライバシーに配慮した適切な運用が必要であり、特に防犯カメラの撮影範囲に道路等の公共空間が入る場合は、防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインに従い適切に運用していただくよう指導していきます、との答弁がありました。

物品の購入先に制限はあるのか、との質疑があり、購入先に制限はありませんが、補助の条件として、防犯カメラは 1 日 24 時間稼働するもの及び撮影した映像を記録する装置を持つもの、センサーライトは居住する住宅の敷地内を照射するもの及び人感センサー等により自動で上から光を照らすものなどの条件があります、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 94 号 令和 7 年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、議会事務局議事課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、危機管理室防災安全課について審査しました。

主要施策の成果報告書の災害対策活動の充実・強化、有事対策の確立について、防災用資機材助成の申請率が減少した理由を把握しているのか、との質疑があり、各地区の防災意識に差があり、また、自主防災会の運営役員の担い手不足などにより訓練が十分に行われていない自主防災会においては、資機材整備の必要性が共有されにくいために申請をしていないことが申請率の低下の要因であると考えています、との答弁がありました。

防災用資機材助成の申請をしていない地区に対しては、その理由を聞き取ってほしい、との要望がありました。

防災行政無線整備等事業について、防災行政無線の音声の聞こえ方

の改善について調査をしたのか、との質疑があり、整備業者が音達調査を実施しており、適正に音達がなされているという結果が出ています、との答弁がありました。

次に、企画部秘書人事課について審査しました。

主要施策の成果報告書のホームページのアクセス件数について、選挙などの行事がない平時におけるアクセス件数を増やすための施策は考えているのか、との質疑があり、ホームページは各課で更新しており、市民の方が必要とするタイムリーな情報を適切に更新していくよう努めていきます、との答弁がありました。

ホームページが工夫されていても、見てもらわないと意味がないので、創意工夫をしてアクセス件数を増やして欲しい、との要望がありました。

次に企画課について審査しました。

企画費全体で約 2,300 万円の不用額が生じた主な理由は何か、との質疑があり、情報システム標準化事業において令和 8 年 1 月に運用を開始した標準準拠システムへの移行に伴う予算で不用額が生じたことなどによるためです、との答弁がありました。

区長・町総代事業について、自治会が申請するコミュニティ助成事業交付金の活用事業で、申請を準備する中で一部が対象外になってしまった自治会があると聞いているが、今後このような結果にならないような方策は考えているのか、との質疑があり、判断が困難な内容は県や一般財団法人自治総合センターへ問い合わせを行っていますが、今後はそうした情報も含めて自治会への情報共有を図っていきます、との答弁がありました。

次に、市民サービス課について審査しました。

主要施策の成果報告書の窓口サービスの向上について、正確で早くて便利な窓口サービスを受けていると感じる市民の割合の指標が達成率 97.6%となっているが、どのように算出したのか、との質疑があり、令和 8 年 1 月 19 日から 30 日までの間、アンケート調査を実施し、243 件の回答のうち「正確で早くて便利な窓口サービスを受けていると感じる」または「どちらかといえば感じる」の回答が 226 件あり、その割合から算出したものです、との答弁がありました。

アンケートは、市民サービス課全ての窓口で実施したのか、との質疑があり、マイナンバーカード関係の窓口で実施したものです、との答弁がありました。

窓口サービスについては一般質問でも様々な意見があったが、工夫できることも多々あるので、考えて実施してほしい、との要望がありました。

10年、20年前と比べると窓口対応は非常に良くなっていると思うが、今でも大声で苦情を受けることはあるのか、との質疑があり、以前に比べ、苦情はかなり減少しており、課長が自ら対応した件数も年に2、3件ほどで、大きな声を出される方も非常に少なくなっています。発券機を導入し、座ってお待ちいただけていることが減少の理由の一つと考えています、との答弁がありました。

窓口で受付した際に、交付場所を案内するなど丁寧にエスコートしてほしい、との要望がありました。

主要施策の成果報告書の市民生活相談の充実・知識の向上について、消費生活相談と弁護士などの専門家による相談件数が、目標値に対して実績値が非常に近い数字となっているが偶然か、との質疑があり、消費生活相談については、令和5年度は484件、6年度は510件、7年度は557件で、全国の消費生活センターと連携しているPIO-NETというシステムに登録した、実際に相談を受けた件数であり、弁護士などの専門家による相談についても同様です、との答弁がありました。

弁護士への相談について、相談したい時に予約が取れないと聞いたことがあるが、相談希望者を待たせる対応で良いのか、との質疑があり、相談の枠に対して9割近く利用があり、すぐに予約ができないケースもありますが、現状2、3週間後であれば予約が可能な状況です、との答弁がありました。

弁護士への相談は、緊迫した内容が多いと思われるため、できるだけスムーズに相談できる体制を検討してほしい、との要望がありました。

次に、総務部財政課について審査しました。

主要施策の成果報告書の公共施設の最適な利用及び配置について、成果の状況の指標である公共建築物の更新費用の財源不足額が解消された割合の達成状況が、マイナス3,114.3%となっているのはなぜか、

また、達成率が低い、達成率の高い令和5年度から成果と課題の分析の記載内容が、ほぼ同じであるのはなぜか、との質疑があり、この成果指標は、公共施設等総合管理計画において算出した、公共施設の更新費用の財源不足額の約300億円が解消された割合としており、マイナスとなった主な要因は、 $t o k o + t o k o = l a b o$ の施設の維持管理費が増加したことによるものです。成果と課題の分析は、財源不足額の解消のためには、公共施設の統廃合を進めていくことが必要であるという内容を記載しています、との答弁がありました。

成果指標の実績値が前年度と同じになった場合でも、成果と課題はしっかりと分析をした上で、前年度と同じ内容にならないようにしてほしい、との要望がありました。

主要施策の成果報告書の計画的で健全な行財政運営の推進について、経常収支比率が、目標値85.2%に対して、実績値が94.1%となっているにもかかわらず、達成状況が、達成したとなっているが、評価として適切なのか、との質疑があり、目標値と実績値から計算すると達成状況が90.5%となるため評価としては達成となりますが、一般的には、80%を超えると、財政構造の弾力性が失われると言われているため、予断を許さない状況であると考えています、との答弁がありました。

経常収支比率の目安は80%と考えているのか、との質疑があり、一般的には80%と言われているが、実際にこの数値を下回することは難しく、このままの財政運営が続く場合、今後100%になることも想定されるため、上昇しないような対策が必要であると考えています、との答弁がありました。

次に、税務課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、収納課について審査しました。

歳出の不用額が多い理由は何か、との質疑があり、還付・充当事業の市税過誤納還付金等及び還付加算金において、法人市民税の確定申告による高額な還付などを見込みましたが、多額の不用額が生じたものです、との答弁がありました。

収納研修事業について、研修内容は何か、との質疑があり、主に人事異動で収納課へ異動となった職員を対象に、徴収業務に必要とする地方税法・国税徴収法などの法令や、差押え・滞納整理など、徴収実務の

技術習得を目的とする研修です、との答弁がありました。

次に、総務課について審査しました。

公用車管理事業の運転委託の委託期間はいつからいつまでか、との質疑があり、5月から翌年の4月までです、との答弁がありました。

車検手数料には福祉バス、マイクロバスの車検手数料が含まれているのか、との質疑があり、車検手数料は運転委託料の中に含んでいます、との答弁がありました。

車検手数料に計上されている対象車は何か、との質疑があり、総務課で管理している40台の公用車のうち、車検の時期を迎える車両の分を計上しています、との答弁がありました。

全員協議会で福祉バス、マイクロバスを運転手付きの借り上げとする方針が示されたが、現在、所有している車両はどのようにする予定か、との質疑があり、売却などを検討しています、との答弁がありました。

福祉バスとマイクロバスの車検はいつなのか、との質疑があり、福祉バスが3月、マイクロバスが9月です、との答弁がありました。

バスを運転手付きの借り上げに切り替える際、現在の車両の車検時に必要となった修繕費が無駄にならないように調整する必要があると思うが、どのように考えているのか、との質疑があり、バスの利用を予定している期間までは、走行が可能となるように修繕していきますが、直ちに走行不能となるようなものではない場合は内容を精査し、必要に応じて対応していきます、との答弁がありました。

行政事務費の不用額が大きいのはなぜか、との質疑があり、文書管理事業のコピー用紙の購入において単価が下がったことと合わせて用紙の調達数が少なく済んだこと、また、庁舎管理事業の光熱水費において利用量が少なかったことなどによるものです、との答弁がありました。

コピー用紙の単価が下がったと答弁があったが、物価高で値段が上がっているのではないのか、との質疑があり、見積りの時期と入札の時期により価格の波があり単価が下がっています、との答弁がありました。

コピー用紙の単価自体が高いが、安いものにはできないのか、との質疑があり、市役所で使用しているコピー用紙は、リサイクルペーパーを使用する必要があり、リサイクルペーパー以外と比較して価格が高く

なっています、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の資産の適正な管理運用について、めざす成果の「安心して公用車が利用できる」、というのはどういう趣旨なのか、との質疑があり、総務課で管理している 40 台の公用車を事故や故障なく、いつでも適切に利用ができるよう管理していくことを目指しているものです、との答弁がありました。

活動指標が車検、法定点検の未点検車の台数となっているが、管理状況はどのようなになっているのか、との質疑があり、総務課が管理している 40 台分については、一覧表にして車検や法定点検の時期を管理しており、また、公用車の利用者が総務課に鍵を返却する際に、アルコールチェックや日報の記入をするのと同時に車両の不具合等について報告するようにしています、との答弁がありました。

次に、会計課、監査委員事務局、消防本部消防総務課及び消防予防課についてそれぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、消防署について審査しました。

消防署費全体で 3,000 万円近くの不用額が生じた主な内容は何か、との質疑があり、簡易消火栓等修繕工事負担金事業において、600 万円程の不用額があり、水道課が行う配水管布設工事の路線変更により、消防署が負担する費用が不用となったものが多く、その他各種事業の不用額の合計となります、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の火災・救急救助体制の強化について、心拍再開率とはどのように算定するのか、との質疑があり、救急搬送した心肺停止者の総数に対し心拍が再開した件数を率としたものです、との答弁がありました。

傷病者に対してどのような行為により心拍が再開したのか、との質疑があり、救命処置としては、A E D の使用、薬剤投与及び気管挿管等があります、との答弁がありました。

救急資機材整備・保全事業について、備品購入費の A E D は何台でどこに配備したのか、との質疑があり、購入は 1 台で救急車に配備したものです、との答弁がありました。

各種免許取得事業について、取得人数は何人か、また、どのように人選しているのか、との質疑があり、令和 7 年度中の職員が取得した各種

資格と人数は、小型移動式クレーン免許が2人、2級小型船舶操縦士免許が1人、潜水土免許が1人及び大型自動車免許取得費助成は3人です。また、免許取得の人は、小型移動式クレーン免許は装備してある救助工作車で出動をする職員に対して、2級小型船舶操縦士免許は各当直の操縦免許取得者人数、年齢及び階級を考慮して、潜水土免許は水中の作業のため本人の希望及び実技を参考にして、それぞれ人選しています、との答弁がありました。

資格取得は、消防職員全員を前提としてほしい、との要望がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。